

令和5年3月 教育委員会定例会 会議録

- 1 開催年月日 令和6年3月11日（月）
- 2 開催場所 神奈川県庁東庁舎9階教育委員会会議室
- 3 開会時刻 9時30分
- 4 閉会時刻 12時50分

- 5 出席した教育長及び委員
 - 花田 忠雄 教育長
 - 下城 一 委員（第一教育長職務代理者）
 - 吉田 勝明 委員（第二教育長職務代理者）
 - 笠原 陽子 委員
 - 佐藤 麻子 委員
 - 常陸 佐矢佳 委員

- 6 出席職員

教育局長	落合 嘉朗
県立高校改革担当局長	石塚 裕之
副局長	羽鹿 直樹
教育参事監	濱田 啓太郎
総務室長	市川 秀樹
行政部長	高安 賢昌
指導部長	増田 年克
支援部長	古島 そのえ
生涯学習部長	吉田 美和子
企画調整担当課長	鈴木 寿則
管理担当課長	高橋 敦
行政課長	増田 慎
教職員企画課長	野村 雅朗
参事兼教職員人事課長	田村 暢
高校教育課長	渡貫 由季子
保健体育課長	磯貝 靖子
子ども教育支援課長	長田 裕一郎
文化遺産課長	菅原 一郎

- 7 提出議題 次葉のとおり

- 8 会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

教育委員会 3月定例会 会議日程

日時 令和6年3月11日(月) 9時30分から

場所 神奈川県庁東庁舎9階 教育委員会会議室
(オンライン会議システムを併用)

1 議事

日程第1

定教第45号議案	神奈川県指定重要文化財の指定について
定教第46号議案	神奈川県文化財保護審議会委員の委嘱について
定教第47号議案	人事案件について
定教第48号議案	人事案件について
定教第49号議案	人事案件について
定教第50号議案	人事案件について
定教第51号議案	人事案件について
定教第52号議案	人事案件について
定教第53号議案	人事案件について
定教第54号議案	人事案件について

日程第2

報第24号	令和5年度神奈川県教育委員会表彰(永年勤続職員表彰)について
報第25号	職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第26号	学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
報第27号	職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

日程第3

請願第2号	「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」について
-------	-------------------------------

2 協議・報告事項

報告1	「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議」からの要請書について
報告2	かながわ部活ドリームプラン21 versionIVについて
報告3	県指定天然記念物及び名勝について

教育委員会 3月定例会 会議録

教育長 ただいまから教育委員会 3月定例会を開会いたします。
本会議は「地方教育行政の組織及び運営に関する法律」第14条第3項に定める定足数に達しており、有効に成立しております。
なお、本日は「神奈川県教育委員会会議規則」第16条の2第2項に基づくオンライン出席により、関係職員が出席することを認めております。
本日の会議録署名委員ですけれども、笠原委員にお願いしたいと思いますので、よろしく申し上げます。

笠原委員 (了解)

教育長 本日の議題ですけれども、日程第1として「神奈川県指定重要文化財の指定について」ほか9件の付議案件があります。
また、日程第2として「令和5年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について」ほか3件の報告案件があります。
さらに、日程第3として「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」について」の請願があります。
その他に、協議・報告事項として「「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議」からの要請書について」ほか2件の報告があります。
お諮りをいたします。日程第1の定教第46号議案から定教第54号議案までの各議案は、人事に関する案件です。よって、地教行法第14条第7項ただし書及び会議規則第35条第1項に基づき、会議を非公開にしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでは、非公開案件は後で審議することとして、先に公開の案件に入りたいと思います。
また、日程第2の報第25号及び報第26号は、それぞれ関連する案件ですので、続けて報告を受けた後、一括して質疑を行うこととしたいと思いますが、ご異議はございませんか。

全委員 異議なし

教育長 ご異議がないものと認め、そのように決しました。
それでははじめに、進行の関係から日程第3の請願第2号に入ります。継続審議となっておりました請願第2号「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請

願」について」この請願の概要について、改めて磯貝保健体育課長から説明をお願いします。

請願第2号

「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」について

説明者 磯貝保健体育課長

保健体育課長

ファイル14をお開きください。請願第2号「部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願」について」ご説明します。2/2ページをご覧ください。本請願は、1月10日付けで、県教育委員会宛てに提出されたものです。「2 請願の理由」を段落ごとに区切り、本県の実情を踏まえて説明します。

請願の1段落目には、「学校教育における部活動の位置付け」と「超勤四項目」が記載されています。学校教育における部活動の位置付けについては、「高等学校学習指導要領」スポーツ庁の「総合的なガイドライン」「平成31年中教審答申」に示されているとおり、部活動は学校教育の一環に位置付けられていますが、部活動の設置・運営については法令上の義務はありません。超勤四項目については「生徒の実習」

「学校行事」といった四項目であり、部活動は超勤四項目に該当しません。このことから、勤務時間外に及ぶ部活動指導を強制することはできないと考えており、1段落目については、請願に書かれた内容と同じ認識です。

請願の2段落目には、「教育活動中の部活動の位置」や「勤務時間」などが記載されています。「教育活動中の位置」としては、「文部科学省事務連絡」に示されているとおり、部活動は教育活動として重要な要素であり、教育的意義があるものです。しかし、全ての生徒が参加している活動ではないという側面もあります。また、部活動の計画は勤務時間や休養日の設定を踏まえて顧問が作成しており、平日のみの活動や、勤務時間内の活動となるよう計画することも可能であり、その取組の全てが勤務時間外に及ぶものではありませんので、2段落目の内容については、どちらとも言えません。

請願の3段落目には、「全員顧問制」と「時間外労働の強制」について記載されています。部活動は、責任者である顧問の指導の下に行われるものであるため、部活動顧問は学校の業務にあたりますが、勤務時間外の業務を強制することはありません。また、時間外や週休日の活動は、顧問が作成した計画に基づいて行われており、校長と職員の同意の下に行われる業務であることから、強制という考え方自体がそぐわないと考えております。多くの県立学校では、担当を希望する部活動の希望調査を行い、部活動顧問の調整を行っています。顧問就任を希望しない教員にも協力をお願いし、部活動に係る業務を担っていただいている状況は確かにあります。この3段落目前半の内容については、請願の内容と同じ認識ではありますが、多くの教員で業務を分担することで、特定の教員に負担が偏らないようにする意図があると考えています。顧問の調整を行う際には、個々の抱える状況を把握し、時間外勤務や休日業務が

難しい教員については、教員間で理解を得た上で、勤務時間内での対応が可能な業務を担っていただくなど、できる範囲での協力を得ているものと承知しています。また、活動計画は、生徒の意向も踏まえて顧問が作成しており、時間外や週休日の設定を踏まえて計画していることから、強制性とはいえないと考えています。そのため、全ての教員に部活動に係る時間外勤務を黙示的に強制している状況はなく、3段落目後半の内容については、我々の見解とは異なります。

請願の4段落目には、「顧問の強制」について記載されています。部活動の安全指導のため、監督は欠かせません。また、部活動は学校の業務であることから、個別の事情を考慮し、できる範囲の協力をお願いしています。学校の業務であることから、勤務時間内で業務を担うことをお願いすることについては、問題がないと考えます。お願いする際にも、個別の事情を確認し、合意形成のもと、顧問の配置や部活動への関わりを決定していると認識しており、部活動顧問の就任を強制することはありません。ただし、そのことを「強制」と受け取っている教員がいるということは、受け止めなければならないと思いますので、各校においては、個別の教員の抱える事情をしっかりと把握し、考慮した対応をとる必要があるということ、しっかりと各校の校長へ伝えていきたいと考えています。また、市町村立学校については、学校の設置者である教育委員会の考えの下、各学校において顧問を決定していると認識しており、一律に見解を示すことはできません。

部活動指導が教員の長時間勤務の要因の一つであると考えており、県教育委員会においても、課題と認識しております。県教育委員会としては、活動時間や適切な休養日の設定等の部活動の適切な運営の推進を図るとともに、部活動指導員の配置をはじめ、部活動インストラクターの活用等、教員の働き方改革に資する取組を進め、教員の負担軽減にこれからも努めていきます。請願回答に向けた考え方の説明は以上です。

教育長 それでは、ただいまの事務局からの説明も踏まえた上で、審議を行います。
この請願について、何かご意見、ご質問はありますか。

常陸委員 基本的なところで確認をさせてください。部活動の年間計画というのは、誰がどのように作成をされているものでしょうか。

保健体育課長 部活動運営に関しては、顧問教諭が生徒の意向を踏まえながら、大会日程などを考慮し、年間活動計画を策定しております。

常陸委員 日々の活動ですとか休日の計画についても、顧問の方が計画をされているという認識で間違いはないでしょうか。

保健体育課長 日々の計画についても、生徒の意向を踏まえて顧問が作成しており、休養日の設定や教員の勤務体制を考慮し、計画しております。

教育長 他にいかがでしょうか。

吉田委員 とはいえ、生徒や保護者からの期待、あるいは教員同士の雰囲気、あるいは教員としての責任感から、自分がやらなければならないと考えている教員も多いのではないかと思いますし、私の個人的な学校の産業医として、長期間休んでいる教員たちが復職するときに、ある程度の条件というのを付けます。例えば「時間外は禁止です」あるいは「修学旅行の方の引率をやめてください」というものの中に、「部活動の顧問はさせないでください」という項目を入れることがしばしばあります。ですから、それなりにやはり部活動顧問というのは復職するとき等に相当の負担ですので、通常の勤務であったとしても、それなりのストレスが加わることだと思うので、その辺のところはどうですか。

保健体育課長 生徒や一部の保護者による、部活動への過度の期待などがあることは認識しております。また、教員の責任感から、生徒の意向を優先し、日々の練習を計画し、負担が大きくなってしまうということもあるため、教員と保護者、生徒、双方の意識改革も必要であると考えております。

吉田委員 引き続き。それは医師の働き方改革も同じこと。やはりそういった患者、患者家族の意識改革、いわゆる、地元の、地域のそういった県民の意識改革は非常に大事なので、その辺のところも十分徹底していただきたいと思います。

教育長 他にいかがでしょうか。佐藤委員。

佐藤委員 請願者の請願書に沿ってお伺いしたいと思うのですが、請願者がおっしゃっている全員顧問制というのは、教育委員会のオフィシャルな制度ではないけれども、実質的には、そういう名称で各校で行われているというものなのでしょうか。

保健体育課長 部活動の全員顧問制については、教員の負担の平準化を目的とした各学校の工夫であると考えております。部活動の指導については学校の業務であることから、勤務時間内にできる業務等については全員で対応するなど、多くの学校が業務分担の工夫をしています。そのため、全教員が顧問を行っている学校が多いと認識しております。

佐藤委員 そのやり方ですと、複数の顧問制をとっていないと、なかなか回らないのではないかなと思うのですが、その実態についてはどうでしょうか。

保健体育課長 それも各校の工夫になってくるとは思いますけれども、複数顧問、また、いくつかの部活動の顧問を行うということは、実態として行っていると思います。

佐藤委員 先ほど、第3段落についてご説明いただいて、前半は認識は同じだけれども、後半については認識は同じではないというご説明があり、この第3段落の第2文目と第3

文目は、少し違うことを言っていると思うのですが、第2文目は部活動そのものへの配置が強制されているということ、第3文目は時間外について強制しているということを書かれていると思うのですが、今のお話だと、2文目は、絶対的な割り振りはないけれども、お願いレベルで全員顧問制をやっているけれども、時間外については工夫によって従事しないことがあるので、3文目については実態とは異なるという認識でよろしいでしょうか。

保健体育課長 委員のおっしゃるとおりです。

教育長 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 部活動の問題は、私が現場にいたときも、まさに同じような問題が起こっていて、全て各学校に部活動があるわけではなく、その種目を受けられる顧問がいる学校というのはなかなか少ない。そうすると、自分が希望する部活動の顧問ができなくて、その部活動を運営していくために、自らが学校外で研修というか、その技術を学んだりということをしてながら顧問をやっていたというのが、かつての私達の時代だったかと。実際、私が現場にいたときも、希望しない職員は現実にはいました。そして、希望しない方の代わりに他の者がなっていたというのが現状なのではあるけれども、例えば、現在は希望しない顧問がいた場合に、誰が実際にその負担をしているのかというのはどのような状況ですか。

保健体育課長 「部活動を指導したい」また「やってもよい」と考える教員と管理職がその負担を負うこととなります。部活動を指導したい教員だけでは、現在の部活動を維持できなくなる学校が生じる恐れもあるかと考えております。

笠原委員 休日の部活動についても、同様に強制させられることはなくて、今おっしゃったように、管理職であるとか希望する方々が、それを担っていくという考え方にスライドしていくという理解でよろしいですか。

保健体育課長 はい。そのとおりです。

笠原委員 先ほどの課長のご説明では、特定の職員に負担が及ばないように、工夫をしているということですが。いつの調査か失念したのですが、働き方改革に関する調査の中で、一般の職員の部活動であるとか、教育課程外の活動で負担する時間というのは確実に減っている。そういうデータはあるのだけれど、まさに今ご説明にあった、管理職、特に教頭先生の負担が非常に増えている。これは、一般の教員ではなくて管理職なのだから、それは仕方がないという発想はあるかもしれないですが、やはり働き方改革の観点からいえば、全ての先生方がきちんと、その趣旨に則った働き方ができるというのが理想なわけではあるけれども、この辺の現状についてはどのような認識をお持ちになっているか教えていただけますか。

保健体育課長　先ほど少しお話ししましたが、必ずしも教頭ばかりが負担を受けているわけではなく、そこもやりたい教員、もしくは教員の中で負担をしていると考えております。その中では、時間外や週休日に行われる部活動指導は、部活動顧問が作成した計画に基づいて、校長と職員の合意の下に行われる業務ですので、強制ではありませんが、大会等の日程の調整ができない日に従事せざるをえない場合に、負担とを感じる場合があるかと考えております。

笠原委員　こちらを立てれば、あちらが立たずという状況なのだろうというのは、よく分かるのですが、できるだけ皆が同じような形で負担できる工夫は、現在もなお、各学校でされているという認識ではありますので、この辺のところできちんと受けとめられて、皆が了解の下でできるようになるとよいと思います。

教育長　他にいかがでしょうか。

下城委員　学校の中で、全教員で調整をしながらという。できればやりたいという先生、それから管理職、それでも融通が利かない場合に、他の先生方でお願いできる人をお願いをするということなのだと思うのですが、大会によっては、必ず顧問というか、部活動内容に対してある程度の知識をきちんと持っている方でないといけないという。だから、「その日だけは、その先生は外せないよね」というような意味での強制という感じはあるのですか。

保健体育課長　大会の引率等についても、必ずしも全顧問が参加しなければならないものではないと考えております。しかしながら、委員のおっしゃるとおり、主たる顧問などが大会等に参加しないことは考えにくく、休みにくい状況は考えられると思います。その場合、参加する大会を精選するなどの対応も必要になってくるかと考えております。

下城委員　精選するというのがどれぐらいできるか、それから学校によっては「ここが強いよね」という部活動がありますよね。そうではない学校と重さのかけ方というのが違ってくる。そういうところは、「いや、是非やりたい」という先生が担当していただければと思うのですが、この後、土日の部活動に関しては、外部委託みたいなことにもなっていくわけですから、働き方改革という点で言えば、少し先に明るい見通しというか、あるのではないかなと思っているのですが。結局、部活動顧問の就任というのは、最初にありましたように、教員自身が年間計画を作れるということで、その中で、大会日程等を勘案しながら、「こちら辺は休めないけれど、この辺でまとめて休みを取ろうか」とか、あるいは「交代をお願いしようか」という、業務の学校の中での大きな調整ができるのだというお答えだったと思うのですが、いや、そうは言っても、例えば、生徒数が少ない学校は教員数も少ないわけですよね。だけれど、部活動は種類を用意しなくてはいけない。それから大会だって当たり前にある。大きい学校と小さい学校は少し事情が違う。そういうこともあって、皆で調整するのだけ

ど、やはりそれでも全員が全員出なくてはいけない。これは事実上強制みたいに思われるということは、あるのではないのでしょうか。

保健体育課長 部活動に関わる業務は学校の業務であるので、勤務時間内において部活動の業務をお願いすることは問題がないと考えています。勤務時間外や休日の部活動指導が強制させられている事実はないと考えていますが、教員の負担となっている事実を鑑み、生徒、保護者、教員に対し、部活動のあり方について、しっかり周知していきたいと考えております。

下城委員 そうですね。休日の大会参加等で、顧問の先生が年間で考えると、どうしても全部行くと過剰になるので、誰かにお願いしようという、あるいは先ほど少し言いましたけれど、部外の方に今後はお願いするようなことになっていったときに、先生方の働き方改革ということ言えば、それは教員全員では理解ができるのですが、生徒が「顧問の先生はこれに來ないの」とか、あるいは保護者の方というような、結局、顧問を引き受けた先生のプレッシャーになるわけですから、そうならないように、生徒、保護者の方の啓発も含めて、今後、教員も仕事に対して働き方改革として理解を持っていただくということと併せて進めていかななくてはいけないだろうなと思います。よろしくをお願いします。

教育長 私からも。各委員からいろいろな視点での意見が出ました。それでまさに部活動の顧問の負担というのは、今、社会的にも大きくなっていて、それが地域移行の一つの議論のきっかけになっているのだらうと思っています。ですから、部活動顧問の負担となっているということから、地域移行を、まずは公立中学校の休日から始めていこうということで、今進んでいる。

そうした中で、来年度の予算では、県教育委員会も、部活動指導員、確か、市町村の要望をほぼ100%満たすような形で、今、予算計上して議会で審議をいただいている。一方、高校の部分でも、部活動指導員、倍増、数はまだ絶対数は多くはないですけども、倍に近いような形でということで、なるべく先生方の負担をなくそうと、これは働き方改革の一環として、これからもしっかり教育委員会はやらなければいけない。これは共通認識にしたいと思います。

その上で、私の方でまとめさせていただくと、あくまでもこの請願は、部活動顧問への就任を強制しないことを求める請願ということで、強制があるかどうかという部分が大きな論点になろうかと思えます。今、事務局の説明、それから委員とのやりとりをお聞きする中で、少し整理させていただきたいのですが、この請願の対応の方向性ですけれども、まず、勤務時間内の部活動業務はどうなのかと。これは学校の業務ですから、教職員にできる限りの範囲の協力をお願いしたいというのが、考え方だろうと思います。それから、お願いする場合であっても、教員の個々の事情を確認して、教員間がしっかり合意形成をして、顧問の配置とか部活動での関わり方を決定している。だから、教職員に対して部活動顧問の就任を強制しているわけではないのだ、また、勤務時間外の部活動業務も、これは顧問が計画を作って行うということで

すから、その顧問に時間外勤務を強制しているということではないのだということになります。従って、教員に対して、部活動顧問への就任、それから部活動に係る時間外勤務を強制しているという状況にはないのだらうと字面上は言えます。ただ、この部活動顧問の就任を、そうは言っても、受け取る側からすると、強制だと受けとられている教員がいるということも多分事実でしょうから、これは我々としても本意ではありませんので、各学校には、事務局から最後に発言もありました、教員の抱える事情をしっかりと把握、考慮した対応を各学校に図っていくように、これから伝えていきたいという話がありましたので、もし、こういった議論をまとめさせていただくと、こういう対応でいかがかなと思います。

この請願第2号について、請願者は、部活動顧問への就任、それから部活動に係る時間外勤務を実質的に強制しているという主張をされておりますけれども、教育委員会としては強制という認識はないことから、本請願については不採択という考えをした上で、請願者に対しては、各学校に教員の意向を十分に尊重しながら対応していくということをしっかり伝えていくのだと、ある程度請願者に寄り添った回答をしていくということになろうかと思えます。この方向でよろしければ、継続審議となっておりますこの案件について、ここで採決を行いたいと思っておりますが、よろしいでしょうか。

それでは、採決を行いたいと思えます。改めて申し上げます。請願第2号において、請願者は実質的な強制ということを述べておりますけれども、教育委員会としては、強制という認識がありませんので、本請願については不採択ということにさせていただくと同時に、回答にあたっては、請願者の意向に寄り添った形で各学校に対して、強制していると受け止められるような対応はしないような形で、しっかり指導していくということで処理をしてよろしいでしょうか。

全委員 異議なし。

教育長 それではご異議がないものと認め、請願第2号については不採択と決しました。事務局においては、今私が述べたとおり、本請願の結果、それから、文書での回答にあたり、文言を整理しつつ、できる限り請願者に寄り添うような形で通知をしていただければと思えますので、よろしく願いいたします。請願第2号については以上のとおりとします。

それでは、ここから先は会議規則第22条の2の規定により、進行を下城委員にお願いいたします。

下城委員 それでは進行の関係から協議・報告事項の報告1に移ります。

報告1 「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議」からの要請書について
説明者 渡貫高校教育課長

高校教育課長 ファイル15「報告1」をご覧ください。県民等から教育長あて要請書が提出されましたのでご報告いたします。1/2ページをご覧ください。要請書を提出した県民等は「憲法改悪阻止神奈川県連絡会議」という団体です。要請書にある差出人は、同団体の代表委員の森卓爾氏、幹事長の高橋宏氏、事務局長の浅川壽一氏の3名です。要請の内容については、【日の丸および君が代の取扱について】という部分をご覧ください。「神奈川県教育委員会は、県内の学校にて開催される卒業式および入学式において、①「日の丸」の掲揚および「君が代」の斉唱を行わぬこと、②「日の丸」や「君が代」に対して起立や斉唱を拒む教職員に対して調査や処分を行わないこと、③式典に参加する児童・生徒・保護者・来賓等に対し起立や斉唱を促すことのないよう」というものです。要請に対しては、文書による回答を求められております。本件については、例年要請を受けており、趣旨はこれまでと変わっていません。

これまでの教育委員会での議論や考え方及び学習指導要領を踏まえ、学校における国旗掲揚・国歌斉唱の指導は、教育上の指導として行っており、国旗掲揚・国歌斉唱を児童、生徒、保護者及び地域住民の方に強制するものではないこと、また、国歌斉唱時に起立しなかった教職員の調査は、教育委員会として校長とともに継続的な指導を行うために実施しているという趣旨で回答したいと考えております。以上です。

下城委員 それではご質問がありましたらお願いします。それでは質問がないようでしたら、報告は以上です。

進行の関係から次に報告2に移ります。

報告2

かながわ部活ドリームプラン21 versionⅣについて

説明者 磯貝保健体育課長

保健体育課長 ファイル16をお開きください。「かながわドリームプラン21 versionⅣについて」です。1/5ページをご覧ください。はじめに「1 趣旨」です。「かながわ部活ドリームプラン21」は、県立高等学校・中等教育学校における、部活動の活性化に向けた取組です。令和5年度を時限としておりましたが、このたび、プランの見直しを行ったのでご報告します。

次に、「2 見直しの経緯」です。現行プランの見直しを図るため、毎年2回「部活動活性化推進協議会」を開催し意見をいただいております。また、令和3年度には、部活動等についての意識や実態を把握するため、県内の中学校・高等学校にアンケート調査を実施しました。

次に、「3 主な見直し内容」です。策定にあたっては、「かながわ部活ドリームプラン21 versionⅢ」の基本方針を継承することとし、現行プランを大きく改定しな

い形で見直しを行いました。主な見直し内容ですが、「(1)」のとおり、現行のプランでは、「入部率の向上」を活性化の指標としてきましたが、部活動を取り巻く状況の変化を踏まえるとともに、「神奈川県部活動の方針」に示した考え方に基づき、新プランの目標は、「部活動の活性化」を「参加者の満足感」として捉え、目標を「参加した誰もが満足できる学校部活動」としました。次に、「(2)」のとおり、目標達成のための手立てを「安心・安全な部活動のための環境づくり」と「社会と関わる部活動の環境づくり」とし、この二つの環境づくりの観点から、施策・事業に取り組むこととしました。

次に、「4 構成」です。資料の3/5ページをご覧ください。プランの基本方針等として「1 基本方針」「2 目標及び手立て」「3 施策・事業体系」としてまとめました。「3 施策・事業体系」においては、「安心・安全な部活動のための環境づくり」として、「多様な指導者の活用の推進」や「研修の充実」等を位置付けております。また、「社会と関わる部活動」として、「地域や企業等との連携」や「表彰・表敬の充実」を位置付けております。

4/5ページをご覧ください。こちらは、各事業の紹介を掲載しております。

1/5ページにお戻りください。最後に、「5 今後のスケジュール」ですが、令和6年4月に運用開始の予定です。

下城委員 それでは、質問がありましたらお願いします。

笠原委員 今年度、私もかながわ部活ドリーム大賞の表彰式に参加させていただいて、部活動で選手として活躍している生徒だけではなく、それを支える方々が、やはりいかに多いかということを実感しました。今回のこの見直しの観点の中で、特に、目標の中に学校部活動に参加しているのは生徒だけでなく、指導を担う教員や外部指導者等様々ですというところで、参加した誰もが満足できる学校部活動という部分については、とても評価をしたいと考えています。先生方も含めて、皆が部活動をやってよかったと思う状況を作っていくのはとても大事ですし、そこは是非、力を尽くしていただきたいです。

直接、この内容に関することではないのですが、安心・安全なのか。安全・安心・安定という流れ、文言の位置だったような気がするのですが、あえて安心・安全としているのですか。

保健体育課長 安全・安心は通常使っていて、安定とは。

笠原委員 安心・安全ではなくて、安全があるから安心になって、安心するから安定の順番で、そんなふうに文章を作るときに学習したような気がして、細かいことなのですが、あえて何かこれは反対にしたのか、それとも何か意図があったのかと。ただ、私の認識に誤りがあるのかもしれませんが、確認をしていただきたい。

保健体育課長 確認させていただきます。ご指摘ありがとうございます。

笠原委員 私が言いたかったのは、目標はよいですということ。

下城委員 他にいかがでしょうか。

私からも一言感想を。笠原委員のおっしゃったことに続きますけれども、入部率の向上という指標から満足度という、それも生徒だけではなくて、関わられる先生、大人の方全員のというように、今、ウェルビーイングという方向に切り替えるという文科省の指針の提案があったと思うのですが、それに連動していたのかなと思ったのですが、とてもよいなと思ひまして。入部率の向上という、これまでの競争主義的な感じではなくて、それも教育の中で、ある部分必要な部分もあるとは思ひますけれども、これは部活動なので、皆が生徒をはじめとして、よかったなと思えるというように変えていくというのは、意味の上では非常に大きな転換、非常によい転換なのではないかなと思ひて感心したところです。今後とも関連する方向で進めていただければと思ひます。

保健体育課長 ありがとうございます。

下城委員 他にいかがでしょうか。報告事項ですので、以上とさせていただきます。ご質問がなければ次に、日程第1の定教第45号議案に移ります。

定教第45号議案 神奈川県指定重要文化財の指定について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長 定教第45号議案についてご説明します。ファイル01「定教第45号議案」をお開きください。資料に記載はありませんが、本件は、令和5年11月14日の教育委員会11月定例会で、委員の皆様にご報告しました、県指定重要文化財の指定に関するものです。今回の提案理由ですが、議案下段の提案理由に記載のとおり、県文化財保護条例に基づき、県文化財保護審議会に諮問したところ、県指定重要文化財として指定することが適当であるとの答申をいただきましたので、指定について提案するものです。

続いて、3/26ページ「定教第45号議案関係」をご覧ください。県文化財保護審議会会長から県教育委員会教育長へ宛てられた答申の写しです。それでは答申の内容についてご紹介します。

4/26ページ「指定理由書」をご覧ください。「1 名称」は「五姓田義松作品（五姓田義松旧蔵作品群を含む）附五姓田義松史料」、「2 所在地」は「横浜市中区南仲通5-60 神奈川県立歴史博物館」、「3 所有者」は「神奈川県」、「4 数量」から「7 年代」までは資料記載のとおりです。「8 指定種別」は「絵画」です。

「9 概要」です。五姓田義松は、明治初頭に日本人として本格的な洋画技術をいち早く身に付け、当時の皇室や政府の重要な制作を担った、明治前期の最も優れた洋画家の一人です。その洋画の技法を学んだ時期と、フランスから帰国後の長きに渡って横浜で活動した、本県にゆかりの深い画家であり、県立歴史博物館はこの義松の研究を長年に渡り続けてきました。同館が所蔵する「五姓田義松作品」643点のうち636点は、五姓田義松が没するまで手元に置いていたと推定される「五姓田義松旧蔵作品群」です。資料の11/26ページ以降にある写真のうち、「①」から「⑥」まではこの旧蔵作品群に属しています。旧蔵作品群は、大小様々な鉛筆画、水彩画及び油彩画から構成されています。その多くはスケッチなどであり、公的な依頼に基づく作品とは異なる、画家の私的な実像に迫る作品群であるとともに、義松の画業の全期間にわたる作例が網羅された、活動の全容を収めた作品群でもあるといえます。同館はこの旧蔵作品群の他にも、12/26ページの写真「⑦ 洛西風景」など個別の作品を精力的に収集しております。同館が個別に所蔵する油彩画等7点と、先ほどご説明した旧蔵作品群636点を合わせた計643点を、今回の指定の対象としております。

また、12/26ページの写真「⑧」に一部掲載している「五姓田義松史料」計72点は、書簡や日記のみならず、義松自身が記した販売作品の記録や、パリ滞在中にヨーロッパの歴史や地理などを学びまとめたノートなども含まれており、現在確認されている義松に関する重要資料のほぼ全てとなります。国内外、明治期を通じて活動した一個人の活動が詳細に記録されており、歴史的な価値も有しております。これら史料は、同館の長年の義松研究に大きく寄与するものであり、同館が所蔵する作品と一体的な価値を有すると言えます。これらのことから、同館が所蔵する五姓田義松作品は、本県にとって高い文化財的価値を有します。答申の内容は以上です。

なお、本件について、ご議決いただいた場合には、神奈川県公報に登載された段階で正式な指定となります。また、本日、県政記者クラブに対し、当該物件の指定について参考資料送付を行う予定としております。

説明は以上です。ご審議のほどよろしくお願いいたします。

下城委員 ご質問がありましたらお願いいたします。

笠原委員 これだけの資料を県立として持っているというのは、他県でもこういう例というのはあるのですか。

文化遺産課長 他県の博物館でこれだけの数の絵画作品を持っているかどうか、データとか知見がなくて、お答えできなくて申し訳ありません。

笠原委員 今回指定されたというのは、長年にわたっての研究というのが評価をされたということですから、多分地道にこれだけのものを集めて、さらに歴史的な価値がある日記であるとか絵画だけではなくて、それ以外のものも一緒に評価をされているということで、かなり貴重な財産なのだというのは、素人でも伝わってくるのですが、この後、何か計画的に、これについて県民の方々へのお披露目というか、その辺の計画と

いうのはまだ具体的なものはない、これから考えていくのですか。

文化遺産課長　まだ指定には至っておりませんので、今、オープンにできる情報というのは非常に少ないのですが、少し聞いたところによると、歴史博物館の方で、今回、指定に至ったあかつきには、来週中には常設展の一部を使って、義松作品を皆にお見せできるように準備を進めているというようなことは伺っております。

笠原委員　是非、貴重なものですから、県の方々に広く知っていただくということも重要な役割だと思います。引き続きよろしく願いいたします。

文化遺産課長　ありがとうございます。

下城委員　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。
それでは他にご質問がないようでしたら、採決について教育長にお願いいたします。

教育長　それではただいまの定教第45号議案について、原案のとおり決することでご異議はございませんか。

全委員　異議なし。

教育長　ご異議がないものと認め、原案のとおり決しました。それでは引き続き下城委員お願いします。

下城委員　それでは次に進行の関係から、協議・報告事項の報告3に移ります。

報告3 県指定天然記念物及び名勝について

説明者 菅原文化遺産課長

文化遺産課長　報告3「県指定天然記念物及び名勝について」ご説明します。ファイル17「報告3」をご覧ください。本件は、かねてより教育委員会にて報告等しております、県指定天然記念物及び名勝「天神島、笠島及び周辺水域」の現状変更の件です。

「1 経緯」の二つ目の○（丸）に記載のとおり、事業者は第11回目のモニタリング調査を実施し、令和6年2月19日に調査報告書が県教育委員会へ提出されたことから、今回、その結果等について報告するものです。

「2 第11回モニタリング調査」をご覧ください。調査内容ですが、「（1）」に記載のとおり、事業者は令和5年12月1日に「①水質調査」から「④海藻分布・魚類

調査」までの4項目について調査を行いました。続いて、調査結果について

「(2)」に調査結果報告書の概要をまとめてあります。まず、水・底質環境について、一部項目を除き、環境基準を満たしていました。二つ目の・(ポツ)の生物環境については、底生生物について、前回調査と比較し、個体及び種類数ともに減少していました。また、海藻について全ての地点で季節的消長がみられました。種類数が増加し、海域環境としては悪化していないと判断されました。

続いて、「3」ですが、以上の調査結果について、専門的見地から助言を得ることを目的に、令和6年2月27日に令和5年度第4回モニタリング調査報告検討委員会を開催し、協議を行った結果、今回の調査でも、工事によって当該水域における天然記念物及び名勝の将来に渡っての保存に相当程度の支障となるようなデータは認められなかったことが確認されました

続いて、「4 今後の予定」ですが、現状変更の許可条件により、事業者は年間4回のモニタリング調査を令和5年度末まで継続して実施することとしており、3月下旬に最終12回目のモニタリング調査を実施します。また、モニタリング調査の結果、当該文化財の保存に相当程度の支障となると認められる場合、原状回復を含めた、必要な是正措置を行うよう要請を行っていきます。

最後に「5 その他」ですが、資料に記載のとおり、県市等連絡会議を開催し、第10回モニタリング調査結果等の情報共有を行いました。

報告は以上です。

下城委員

それではご質問がありましたらお願いします。ご質問がなければ以上とします。次に日程第2の報第24号に移ります。

報第24号

令和5年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について
説明者 高橋管理担当課長

管理担当課長

ファイル11「令和5年度神奈川県教育委員会表彰（永年勤続職員表彰）について」です。本件は、神奈川県教育委員会教育長に対する事務委任等に関する規則により、教育長が事務を臨時に代理し、被表彰者を決定しましたので、その結果を報告するものです。

表彰の概要についてご説明しますので、3/3ページ「報第24号関係」をご覧ください。永年勤続職員表彰については、既に11月定例会において、12月1日を基準日として、勤続期間が25年以上の者を表彰することについてご報告したところですが、今回は、例えば、3月末退職予定者で新たに25年以上の基準を満たした者など、11月定例会の報告時以降に表彰することとした者をご報告するものです。

「1 対象者」「2 表彰候補者の基準」は資料記載のとおりです。

「3 被表彰者数」の表の太枠のとおり、追加で3名表彰することとし、今年度の

被表彰者は、合計で245名となりました。

「4 審査手続」については、資料記載のとおりです。

「5 今後の予定」ですが、表彰状を配付した後、該当の市教育委員会において、表彰状の授与を行っていただく予定です。

2/3ページをご覧ください。被表彰者の内訳表をご覧ください。こちらは、区分ごとの被表彰者の人数をまとめたものとなっておりますのでご参照ください。

報告は以上です。

下城委員

ご質問がありましたらお願いします。よろしいでしょうか。

それでは、質問がないようでしたら、次に報第25号及び報第26号に移ります。

報第25号

職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

報第26号

学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について

説明者 野村教職員企画課長

教職員企画課長

ファイル12、報第25号、報第26号「職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」他1件についてです。1/17ページに記載の報第25号及び第26号の条例の改正について、下段に記載の提案理由にありますように、地教行法第29条の規定に基づき、知事が県議会本会議に提案するにあたり、知事から教育委員会の意見を求められました。議会の日程上、急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、異存ない旨の申し出をいたしましたので、ご報告します。なお、本件については、令和6年第1回神奈川県議会定例会に2月27日付けで提案され、3月21日に議決予定であることを申し添えます。

4/17ページ以降が今回改正する条例となりますが、15/17ページ以降に改正の概要を記載していますので、15/17ページをご覧ください。「1 職員の特殊勤務手当に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。「(1) 改正の趣旨」ですが、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生した際の応急対策の業務に関し、災害応急作業等手当を措置するものです。先日発生した能登半島地震では、避難所運営や家屋調査等、本県からも応援職員が派遣されているところですが、応援職員が被災地で行った支援業務も対象となります。「(2) 改正の内容」及び「(3) 施行期日等」は、資料記載のとおりです。

16/17ページをご覧ください。「2 学校職員の給与等に関する条例及び公立の義務教育諸学校等の教育職員の給与等に関する特別措置に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。「(1) 改正の趣旨」ですが、著しく異常かつ激甚な非常災害が発生

した際の応急対策の業務に関し、災害応急作業等手当を措置するとともに、夜間の勤務に対し夜間勤務手当を措置するものです。能登半島地震の支援として、文部科学省から、輪島市の中学生の二次避難先である宿泊施設において、夜間の時間帯の生徒の生活指導業務を行う教員の派遣依頼があったことから、学校職員に対して必要な手当を措置するものです。「(2) 改正の内容」及び17/17ページ「(3)」施行期日等については、資料記載のとおりです。

以上です。

下城委員 それではご質問がありましたら。

佐藤委員 能登半島の震災をきっかけの条例改正案ということですが、仮にこれは神奈川県で発生した場合も適用になるのでしょうか。

教職員企画課長 現時点の規定では、特に能登半島を指定したものではないので、今後もし、災害が発生した際に、それがこの手当に該当するものかどうかというのは、今後の判断になると思いますが、適用することも可能になると考えています。

佐藤委員 東北の震災のときも派遣はあったと思うのですが、そのときにはこういう手当はなかったのでしょうか。

教職員企画課長 その際にも、災害を特定して対応を、そのときは、原発の事故もありましたので、その危険性なども含めた手当を措置できるような対応をとっております。

吉田委員 給与の他、労災的な手当もあるのですか。というのは、当然被災地に行くわけであって、また地震が起こる。そこで被災する可能性だってあるという点からはどうですか。あるいは行き帰りもいろいろな事故等に関して。

教職員企画課長 いずれも公務中になりますので、通常の公務災害が適用されるのと考え方は同じです。

吉田委員 我々医者がJMAT、DPAT、いろいろな形で派遣されます。ある程度、手当と防災的な手当はあります。それ以外に、今までは、看護師等がボランティアみたいな形で行っていたのです。それを今回改めて、我々の業界の方では、それも看護協会からきちんとした形で派遣という形をとって。それはすなわち、そういった手当もそうだし、労災的な手当等も含めた形でやろうではないかということなので、そこで働いていくもらっただけではなくて、やはり被災する可能性、いろいろな形でやっていることの方が、ずっと快くやれるのではないかなと思います。

下城委員 常陸委員。

常陸委員 今回の能登半島の地震に関して、教職員の派遣ということで適用になるケースというのは、今はまだ発生していないと考えてよいですか。

教職員企画課長 現時点では、実際に派遣している者はない。県庁全体では、知事部局など他の任命権者の方での派遣というのはやっておりますけれど、現在教育委員会の方ではありません。

下城委員 他にいかがでしょうか。笠原委員。

笠原委員 結局こういう激震災害の起こった状態のところに行ってみないと、分からないこともたくさんある。つまり、事前に準備をして様々な対応をしているつもりなのだけでも、新たな課題がまた生じていて、行ってみて初めて「こういうことも必要」と学習して、次に備えていくというようなサイクルがすごく大事だと指摘されていたのですけれど、まさに今回の改正の夜間勤務手当というのは、児童生徒たちへの夜間の生徒指導的な部分での対応が必要になってくるというのも、今回の地震で改めて新たに確認されたということで整理をされている。こういう形で、次の震災等のところに対応できるような仕組みができていくことがとても大事なことになってくると思うので、行った方々の声をきちんと拾っていただいて、つなげていくという努力をしていただけたらと思います。

下城委員 他にいかがでしょうか。それでは他にないようでしたら以上とします。次に、報第27号に移ります。

報第27号 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について
説明者 野村教職員企画課長

教職員企画課長 続いてファイル13の報第27号「職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例案に対する意見の申出について」です。1/7ページに記載の条例の改正について、記載の提案理由にありますように、地教行法第29条の規定に基づき、知事が県議会本会議に提案するにあたり、知事から教育委員会の意見を求められました。議会の日程上、急施を要したため、教育長が事務を臨時に代理し、異存ない旨の申し出をいたしましたので、ご報告します。なお、本件についても、令和6年第1回神奈川県議会定例会に2月27日付けで提案され、3月21日に議決予定であることを申し添えます。

4/7ページ以降が今回改正する条例となりますが、6/7ページ以降に改正の概要を記載していますので、6/7ページをご覧ください。「1 職員の定年等に関する条例の一部を改正する条例の概要」です。「(1) 改正の趣旨」についてですが、資料中ほどの

[概要]の図をご覧ください。60歳に到達した次の年度以降は、特例で任用される場合を除き管理監督職から降任することとなっており、以後、管理監督職への昇任はできませんが、いわゆる殉職などによる特別昇任等を可能とするため、条例を改正するものです。

7/7ページをご覧ください。「(2) 改正の内容」及び「(3) 施行期日等」は、記載のとおりです。報告は以上です。

下城委員 それではご質問がありましたらお願いいたします。

佐藤委員 殉職等による特進ですけれども、仮に亡くなってしまったとしたら、亡くなっている人に対して、後に昇任とは可能なのでしょうか。

教職員企画課長 亡くなった日をもっての昇任ということが、現状はできない規定になっているところを対応できるようにするというものです。

佐藤委員 亡くなる直前の状態で発令したということでしょうか。

教職員企画課長 こちらの直近の例として記載させていただいたように、いわゆる職に殉ずることによって亡くなられたことをもっての、特別昇任という場合を想定しているものです。

行政部長 亡くなった方に対して、昇任というのはおかしい。技巧的にはなりますが、亡くなった日、生存していた日、時間をもって昇進させるという扱いに警察の方はしているという状況です。

佐藤委員 分かりました。

下城委員 他はいかがでしょうか。

常陸委員 このタイミングで改正が持ち上がった理由というのはあるのですか。

教職員企画課長 こちらは教育局ということではなく、全庁での改正になりますが、定年延長というものが最近始まった中で、60歳以降、昇任できないという管理監督職の役職定年とか、それ以降の昇任ができないという規定も最近できてきたもので、その中で、特別昇任に対応できるような措置、規定ができていなかったということが判明したことでの対応というように聞いております。

下城委員 他にいかがでしょうか。

吉田委員 殉職という表現に関して、警察の方はイメージは当然分かります。教員でそういったイメージというのは、例えば、津波等で子どもたちを守ろうとして、結果的にそう

だったということを指しているのですか。あるいは、地震のときに行って、そういった中で、被害に遭って亡くなったイメージか。

教職員企画課長　　今、確認できている範囲では、教員の殉職の例というものが、まだ確認はできていないので、恐らく委員のおっしゃったような職務上のことでの殉職かと考えられます。

吉田委員　　暴漢が学校に入ってきて、クラスの子供たちを守るためにとかを含めたことですか。

教職員企画課長　　そうです。

佐藤委員　　山岳部の部活動でなかったですか。

教職員企画課長　　引率ですね。

下城委員　　雪崩とか。昇任というのは、警察官だと階級が上がるわけですよね。学校の場合は昇級ですか。

教職員企画課長　　先例が確認できていなくて、実際どうするかということなのですが、今、例えば、教員ですと、教諭、総括教諭、副校長・教頭、校長という段階があって、それに応じて、給料表の級も2級、3級、4級、5級等に定められていますので、その職も上がるのと並行してその級も上がります。

下城委員　　その場合は、定年延長の方で、これ以上の昇級が停止になっている方に対しての、そういう場合の殉職が起きた場合の、追加措置ということによいんですよね。

教職員企画課長　　そうです。定年を過ぎると、もともと管理職だった人は管理職以外の職に降任していますけれど、そこで特別昇任があった場合には、まさに二階級特進であれば昇任というものが通常はできませんけれど、できるような規定をするというものです。

下城委員　　他にいかがでしょうか。よろしいでしょうか。それでは質問がないようでしたら、以上とさせていただきます。

次に日程第1の定教第46号議案に移ります。

ただいまから非公開の会議に入りたいと思います。会議規則第35条第2項の規定により、出席する職員として、教育局長、県立高校改革担当局長、副局長、教育参事監、総務室長、生涯学習部長、企画調整担当課長、管理担当課長、文化遺産課長を指定します。

(10時41分非公開の会議に入り、12時50分公開の会議に戻る)

教育長 以上をもちまして、本日の日程は全て終了いたしましたので、これにて閉会といたします。

令和6年3月11日

会議録作成者 書記 鈴木 香菜子

<非公開会議審議等結果>

日程第1

定教第46号議案

- ・ 文化遺産課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第47号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第48号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第49号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第50号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第51号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第52号議案

- ・ 行政課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第53号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。

定教第54号議案

- ・ 教職員人事課長から説明の後、質疑を行った。
- ・ 全委員異議なく、原案のとおり決定された。